

和歌山市企業局建設工事等指名停止基準

(趣旨)

第1条 この基準は、和歌山市企業局が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務をいう。以下同じ。）の適正な契約の履行及び施工を確保するため、競争入札参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止（契約の相手方とすることが適当でないと認められる有資格業者について、一定の期間、指名の対象としないこと及び随意契約における資格停止について必要な事項を定める措置をいう。以下同じ。）について、必要な事項を定めるものとする。

（指名停止）

第2条 和歌山市公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に掲げるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

- 2 管理者は、前項に規定するもののほか、この基準が予定していない事由により有資格業者が一定の期間、建設工事等の契約の相手方となることが適当でないと認められるときは、適切な期間を定め指名停止を行うことができる。
- 3 管理者が指名停止を行ったときは、和歌山市企業局が発注する建設工事等の契約のための指名を行う場合に際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。また、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第3条 管理者は、前条第1項又は第2項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 管理者は、前条第1項又は第2項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。
- 3 管理者は、指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第4条 管理者は、第2条第1項の規定により指名停止を行う際に、有資格業者が独占禁止法違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 和歌山市企業局が談合等の情報を得た場合、又は談合等があると疑うに足りる事實を得た場合で、有資格業者が当該談合等を行っていないとの誓約書を管理者に提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号（1）又は第6号（1）に該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第5号に該当する有資格業者に

悪質な事由があるとき。

(3) 和歌山市企業局又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。

2 管理者は、別表第2第5号の規定により指名停止を行う場合、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。この場合において、この項前段の期間が別表第2第5号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第5条第4項の規定を適用するものとする。

（指名停止の期間の特例）

第5条 有資格業者が同一と認められる事案により別表各号に掲げる措置要件のうち複数のものに該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 指名停止期間中の有資格業者が、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における当該指名停止期間の始期は、その措置を決定したときとする。この場合においては、当該指名停止の通知についても、第6条の規定に基づいて、別途行うものとする。

3 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

- (1) 指名停止期間中又は指名停止期間満了後1年を経過するまでの間に、再び別表各号の措置要件に該当することとなったとき。（次号に掲げる場合を除く。）
(2) 別表第2第1号から第6号に掲げる措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再びこれらの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

4 管理者は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

5 管理者は、有資格業者について、極めて悪質な事由又は極めて重大な結果を生じさせたと認められる特別の事由等がある場合は、別表各号に定める期間の範囲にかかわらず、別に指名停止期間を定めることができる。ただし、その期間は2年を超えないものとする。

6 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

7 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（指名停止の通知）

第6条 管理者は、第2条第1項若しくは第2項又は第3条各項の規定により指名停止を行い、前条第6項により指名停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、管理者が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事を発注する場合等特に止むを得ない事由があるときは、この限りでない。
(下請負等の禁止)

第8条 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者が和歌山市企業局の発注する建設工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。
(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 管理者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。
(指名停止措置の公表)

第10条 管理者は、指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格者の商号又は名称、所在地、指名停止期間、指名停止理由及び適用条項を公表するものとする。
指名停止の期間中に指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行った場合も同様とする。

附 則

1 この基準は、平成15年5月1日から施行する。

2 和歌山市水道局建設工事等契約に係る指名停止基準(平成4年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年12月18日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 和歌山市及び和歌山市企業局発注の建設工事等(以下この表及び別表第2において「市企業局発注工事等」という。)の契約に係る競争入札参加資格審査申請書その他の提出書類又は契約の履行に係る提出書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内
(過失による粗雑工事等)	
2 市企業局発注工事等の契約履行に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。(契約不適合(種類又は品質に関し契約の内容に適合しないもの)が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内
3 市企業局発注工事等以外の建設工事等(以下「一般工事等」という。)の契約履行に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、契約不適合(種類又は品質に関し契約の内容に適合しないもの)が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 3か月以内
(契約違反等)	
4 市企業局発注工事等の契約履行に当たり、第2号に掲げる場合のほか、契約に違反し又は不誠実な行為を行い、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内
(施工体制調査による改善通知等)	
5 市企業局発注工事等の契約履行に当たり、第2号及び第4号に掲げる場合のほか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき当該工事現場の施工体制調査により改善通知又は警告を受けたとき。	当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内
(工事成績評定による低ランクの評定結果通知)	
6 市企業局発注工事の契約履行に当たり、第2号から5号に掲げる場合のほか、和歌山市請負工事成績評定要領若しくは和歌山市企業局請負工事成績評定要領に基づく低ランク工事の評定結果通知を複数以上受けたとき。	当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
7 市企業局発注工事等の契約履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は広範囲にわたる公衆に損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内
8 一般工事等の契約履行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は広範囲にわたる公衆に損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 3か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
9 市企業局発注工事等の契約履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 4か月以内
10 一般工事等の契約履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 2か月以内

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(不当要求行為等)	
1 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められる肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）、有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）及び有資格業者の使用人で一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）又はこれらの者から依頼を受けたものが和歌山市不当要求行為等の防止に関する要綱第1条に規定する「不当要求行為等」を行い、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 4か月以上 12か月以内
(贈賄)	
2 次の（1）、（2）又は（3）に掲げる者が和歌山市及び和歌山市企業局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日
（1）代表役員等	4か月以上 12か月以内
（2）一般役員等	3か月以上 9か月以内
（3）使用人	2か月以上 6か月以内
3 次の（1）、（2）又は（3）に掲げる者が近畿府県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県をいう。以下同じ。）内の和歌山市以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日
（1）代表役員等	3か月以上 9か月以内
（2）一般役員等	2か月以上 6か月以内
（3）使用人	1か月以上 3か月以内
4 次の（1）、（2）又は（3）に掲げる者が近畿府県以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日
（1）代表役員等	2か月以上 6か月以内
（2）一般役員等	1か月以上 3か月以内
（3）使用人	1か月以上 3か月以内

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為)	
5 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 市企業局発注工事等の契約に関するもの	6か月以上 12か月以内
(2) (1)を除く近畿府県内における契約に関するもの	3か月以上 12か月以内
(3) 近畿府県以外における契約に関するもの	1か月以上 6か月以内
(入札妨害及び談合等)	
6 代表役員等、一般役員等又は使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項又は第2項に規定する容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1) 市企業局発注工事等の契約に関するもの	6か月以上 12か月以内
(2) (1)を除く近畿府県内における契約に関するもの	3か月以上 12か月以内
(3) 近畿府県以外における契約に関するもの	1か月以上 6か月以内
(不正又は不誠実な行為)	
7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内
8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等又是一般役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内